

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第42回 「弁護士抜き裁判」特例法案と弁護士自治

司法改革総合センター委員長代行・東京弁護士会歴史研究会 堂野 達之 (52期)

1 「弁護士抜き裁判」特例法案の提出

1969（昭和44）年頃以降、東大裁判、反戦デー事件等の刑事法廷において、分割公判方式、法廷警察権の多用、公判期日の一方的指定等を巡り、弁護団が不出頭戦術を行う等、弁護人と裁判所との間で激しい対立が生じました。

法制審議会は、1978（昭和53）年1月、必要的弁護事件でも、弁護人が正当な理由なく不出頭や退廷をしたり、訴訟遅延目的で辞任した場合等に、被告人無しで開廷できる法律案要綱を法務大臣に提出し、法務省は「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」（いわゆる「弁護士抜き裁判」特例法案）を国会に提出しました。

2 特例法案の廃案

日本弁護士連合会及び各弁護士会は、特例法案が弁護人の活動に不当に介入干渉し、被告人の正当な利益が守られなくなるおそれがあるとして、国会請願署名運動や、市民集会、メディアへの働きかけ、各政党及び議員への陳情、要請行動、懇談会等に精力的に取り組み、特例法案に反対する活動を大々的に展開しました。

1978（昭和53）年10月から12月に、日本弁護士連合会は、受任承諾者名簿の備置等により、通常の推薦手続では被告人選任が困難な特別案件について、国選被告人を迅速確実に選任する会則制定や答申を行い、メディアからも建設的と評価されました。

かかる機運の中で、法曹三者協議で特例法案に関する議論がなされ、1979（昭和54）年3月、弁護士会が特別案件につき国選被告人を責任をもって選任する、不当な訴訟活動を行った被告人に対し弁護士会が公正迅速に懲戒を行う等を合意した上で、三者協議は成立しました。これを受けて、同年6月の通常国会の終了と共に特例法案は廃案となりました。

3 弁護士法改正論議

1978（昭和53）年2月、特例法案の国会審議中に、

法務大臣が、裁判官に弾劾裁判所、検察官に検察審査会があるが、弁護士も第三者機関により責任あるチェックがなされるのが望ましい旨の発言をしました。

その後、複数の議員や法務省刑事局長から、弁護士会の活動に対する批判的発言が相次ぎ、自民党法務部会が弁護士法改正の検討を決定と報道される等、弁護士への第三者機関による監督を定める動きが出てきました。

4 弁護士自治の堅持

日本弁護士連合会は、1978（昭和53）年11月の理事会で「弁護士自治の問題に関する答申書」を採択し、弁護活動は会員相互の自由闊達な議論・批判の中で自律的に是正されていくべきとしつつ、弁護士会の適切な援助、指導、監督が必要となることもあり得るとして、綱紀・懲戒手続の改善等を提案しました。

そして、上記2で述べた法曹三者協議の付属了解事項として、日弁連及び弁護士会の懲戒委員会に弁護士以外の外部委員が増員され、綱紀委員会に参与員制度が導入されました。同協議の成立により、弁護士法改正には至りませんでした。

かかる結果に対しては、当時の状況下での政治的妥協とも評される一方、懲戒手続の透明性・公正性を高め、弁護士自治をより強固なものとした、議論の過程で弁護士自治の内実を豊かにすることへの理解が広まったとの評価もなされています。

5 弁護士自治が無い世界

「東京弁護士会百年史」917頁では「東京司法書士総会で特例法反対の決議を行ったところ、司法書士会の本来のあり方からみて好ましくないとして法務省民事第三課が関係者を呼び、経緯、趣旨の説明を求めたという事件も発生した」との事案が紹介されています。監督官庁が存在しない弁護士自治の大切さを改めて考えさせられます。